

令和6年度和歌山県強度行動障害支援者養成研修(実践研修)

オリエンテーション 研修の狙い

和歌山県障害福祉課

※本資料は、令和6年度強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）の資料を基に作成しています。

「強度行動障害」に関する対象者の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（障害児の場合は「強度行動障害判定基準表」）の合計点数が10点以上（障害児は20点以上）の場合に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

令和4年度に開催された「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」において、支援人材のさらなる専門性の向上、日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策、状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方等について提案された。

検討会報告も踏まえ、令和6年度報酬改定では、受入拡大や支援の充実の観点から、新たに行動関連項目18点以上（障害児は30点以上）の場合のより高い段階の加算や、状態が悪化した者に対するアセスメントや環境調整を行う「集中的支援」に係る加算を創設する等の対応を行った。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者 (国民健康保険団体連合会データ)

のべ89,434人 (令和5年10月時点)



重度訪問介護※1
1,199人



行動援護
14,631人



短期入所 (重度障害者支援加算) ※2
施設入所支援 (重度障害者支援加算Ⅱ)
障害児入所施設

6,456人
24,238人

(重度障害児支援加算) ※3 福祉型150人：医療型0人
(強度行動障害児特別支援加算) 福祉型 11人：医療型1人

(行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている)



共同生活援助
(重度障害者支援加算Ⅰ※2) 6,386人(介護型5,567+日中S型819)
(重度障害者支援加算Ⅱ) 5,235人(介護型4,588+日中S型647)



放課後等デイサービス (強度行動障害児支援加算) 4,379人
児童発達支援 (強度行動障害児支援加算) 532人



生活介護 (重度障害者支援加算)
26,216人

(※1) 利用者の内、知的障害者の数 (平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている)。

(※2) 短期入所の重度障害者支援加算及び共同生活援助の重度障害者支援加算Ⅰには、区分6かつ、Ⅰ類型(人工呼吸器)、Ⅱ類型(最重度知的障害)、Ⅲ類型(行動障害)が含まれるが、その内訳は不明。

(※3) 障害児入所施設の重度障害者支援加算は主として知的障害児・自閉症児を入所させる場合であって、強度行動障害支援者養成研修終了者を評価する加算を算定している人数。

強度行動障害の施策の経過

昭和55年

令和3年

施設入所支援

昭和55年 第1種・第2種自閉症児施設

利用者	H23.4 2432人	H24.4 8667人	R1.12 19,670人	R2.12 21,054人
施設数	308施設	638施設	892施設	939施設

- 平成5年 強度行動障害者特別処遇事業
- 平成10年 強度行動障害特別加算費
- 平成18年10月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(15点以上)
- 平成26年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(8点以上→支援区分10点以上)
- 平成27年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(研修義務付 体制加算+個人加算)

平成25年 平成26年 平成27年 平成30年 令和3年



在宅地域サービス

利用者	H19.11 3204人	H20.4 3296人	H22.1 4528人	R1.12 11,824人	R2.12 11,159人
事業所数	739事業所	901事業所	1,787事業所	1,811事業所	

- 平成5年 知的障害者ガイドヘルパー制度
- 平成15年 移動介護
- 平成18年 市町村地域生活支援事業・移動支援事業

- 平成17年 行動援護開始(対象者基準 てんかん+他9項目において10点以上)
- 平成18年10月 行動援護(区分3以上 てんかん他11項目において10点以上)
- 平成20年4月 行動援護(区分3以上 てんかん+他11項目において8点以上)
- 平成26年4月 行動援護(支援区分3以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成26年4月 重度訪問介護 対象拡大(区分4以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成30年4月 重度訪問介護 訪問先の拡大(入院中のコミュニケーション支援)

短期入所	H23.4 780人	H24.4 1164人	R1.12 5,407人	R2.12 4,584人
共同生活援助	113人	399人	3,316人	3,818人

- 平成18年10月 短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算
- 平成27年4月 短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算(研修義務付・拡充)
- 平成30年4月 日中サービス支援型グループホームの創設

○令和3年4月(主なもの)
 重度障害者支援加算(Ⅱ) アセスメント期間の見直し
 90日間+700単位 → 180日間+500単位
 グループホーム 区分6以上 → 区分4以上
 生活介護 施設入所支援の外部通所者に算定可
 障害児支援 個別サポート加算(Ⅰ)(Ⅱ)新設 等

専門的

平成14年
 自閉症・発達障害
 支援センター創設



平成17年
 発達障害者支援センター

平成26年 発達障害者地域支援マネジャー 3

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

第45回 (R6.2.6) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より抜粋

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】
- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
 - 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
- 【重度障害者支援加算（短期入所）】
- 区分4,5の報酬区分を新設する。
 - 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
- 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】
- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。
- 【重度障害者支援加算（共通）】
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制	初期	個別支援	初期	受入・体制	【新設】初期	個別支援	初期
生活介護・施設入所支援	180単位	400単位	+150単位	+200単位	【新設】360単位	【新設】500単位	+150単位	+200単位
短期入所	【新設】30単位	【新設】70単位	個別支援 +50単位		50単位	【新設】100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	180単位	【新設】400単位	+150単位	+200単位	360単位	【新設】500単位	+150単位	+200単位

③ 行動援助における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。
- 【行動援助の基本報酬】（例）
- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
 - ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位
- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。
 - ・ 医療・教育等の関係機関との連携
 - ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
 - ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④ 重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。
- 【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）
- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。
- 【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

障害児支援における強度行動障害を有する児への支援の充実

第45回 (R6.2.6) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より抜粋

児童発達支援・放課後等デイサービス

- 放課後等デイサービスの個別特別加算（Ⅰ）について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別特別加算（Ⅰ）》 **【現行】** 100単位/日
 ※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時ケアニーズ調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

➡ **【改定後】** ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日
 同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日
 著しく重度の障害児に支援 120単位/日
 （主として重症児除く）

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 **【現行】** 155単位/日
 ※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援

➡ **【改定後】** (Ⅰ) (児基準20点以上) 200単位/日
 (Ⅱ) (児基準30点以上) 250単位/日 (※放デイのみ)
 加算開始から90日間は+500単位/日
 ※実践研修修了者(Ⅱは中核的人材)を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（Ⅰ）広域的支援人材による支援：1000単位/日（月4回まで）も創設

保育所等訪問支援

- 強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価

新設 《強度行動障害児支援加算》 200単位/日
 ※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

障害児相談支援

- 強度行動障害を有する児へ相談支援を行った場合に評価

《行動障害支援体制加算》
【現行】 35単位/月
 実践研修を終了している相談支援専門員を配置し公表

➡ **【改定後】** (Ⅰ) 6.0単位/月
 強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して指定障害児相談支援を実施
 (Ⅱ) 3.0単位/月
 現行通り

障害児入所施設

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》
【現行】 781単位/日
 加算開始から90日間は+700単位/日

➡ **【改定後】** (Ⅰ) (児基準20点以上) 390単位/日
 (Ⅱ) (児基準30点以上) 781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし
 ※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（Ⅰ）広域的支援人材による支援：1000単位/日（月4回まで）
 (Ⅱ) 他施設等からの受入れ：500単位/日（いずれも3月以内）も創設

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。

国立のぞみの園

(指導者養成研修)

- 基礎研修・実践研修の指導者を養成するための研修を実施

都道府県

- 障害福祉サービス等事業所の職員に対して、以下のとおり基礎研修・実践研修を実施

障害福祉サービス等事業所

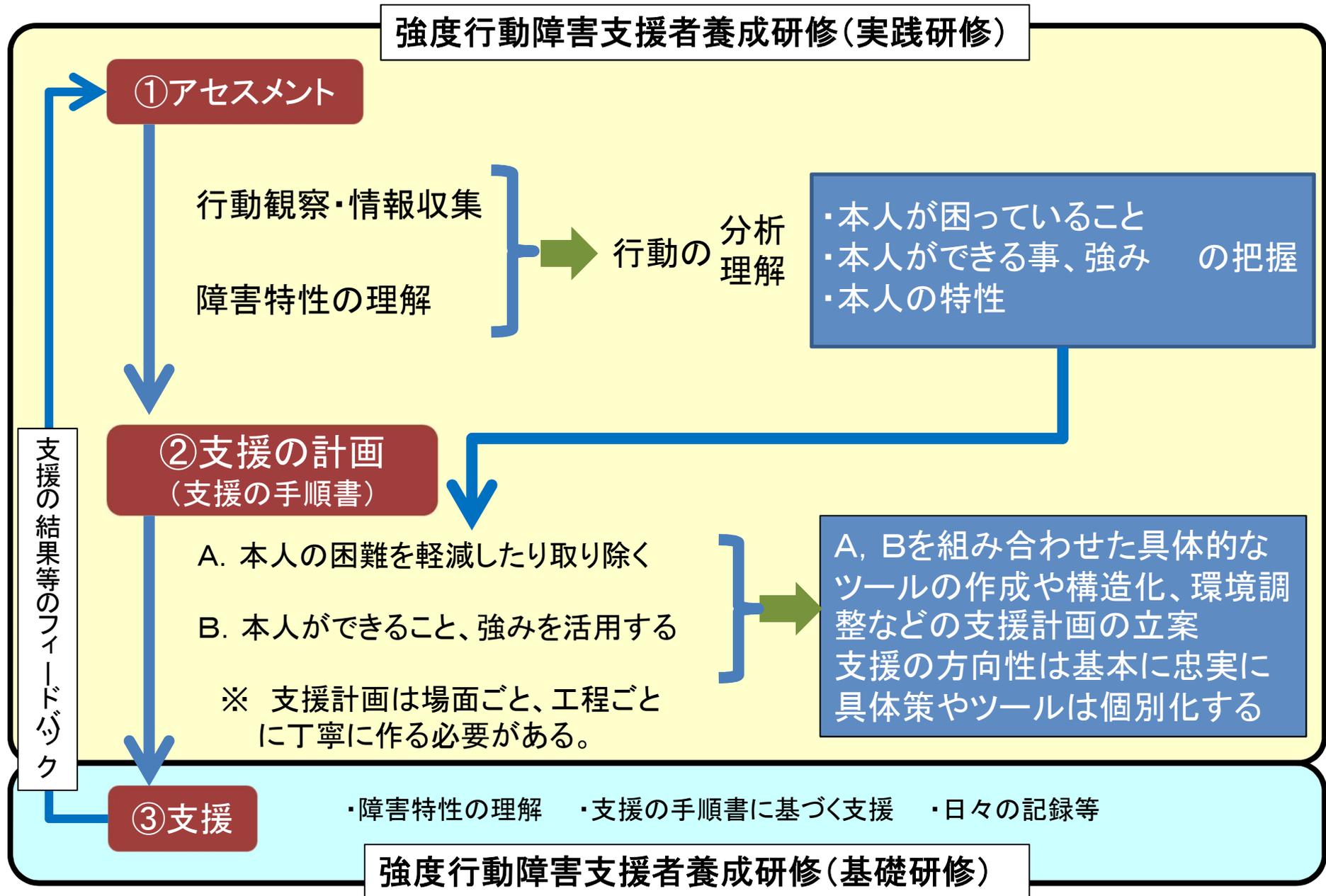
サービス管理責任者クラスの職員

平成26年度～ 強度行動障害支援者養成研修
(実践研修) 講義＋演習(12時間)

支援現場の職員

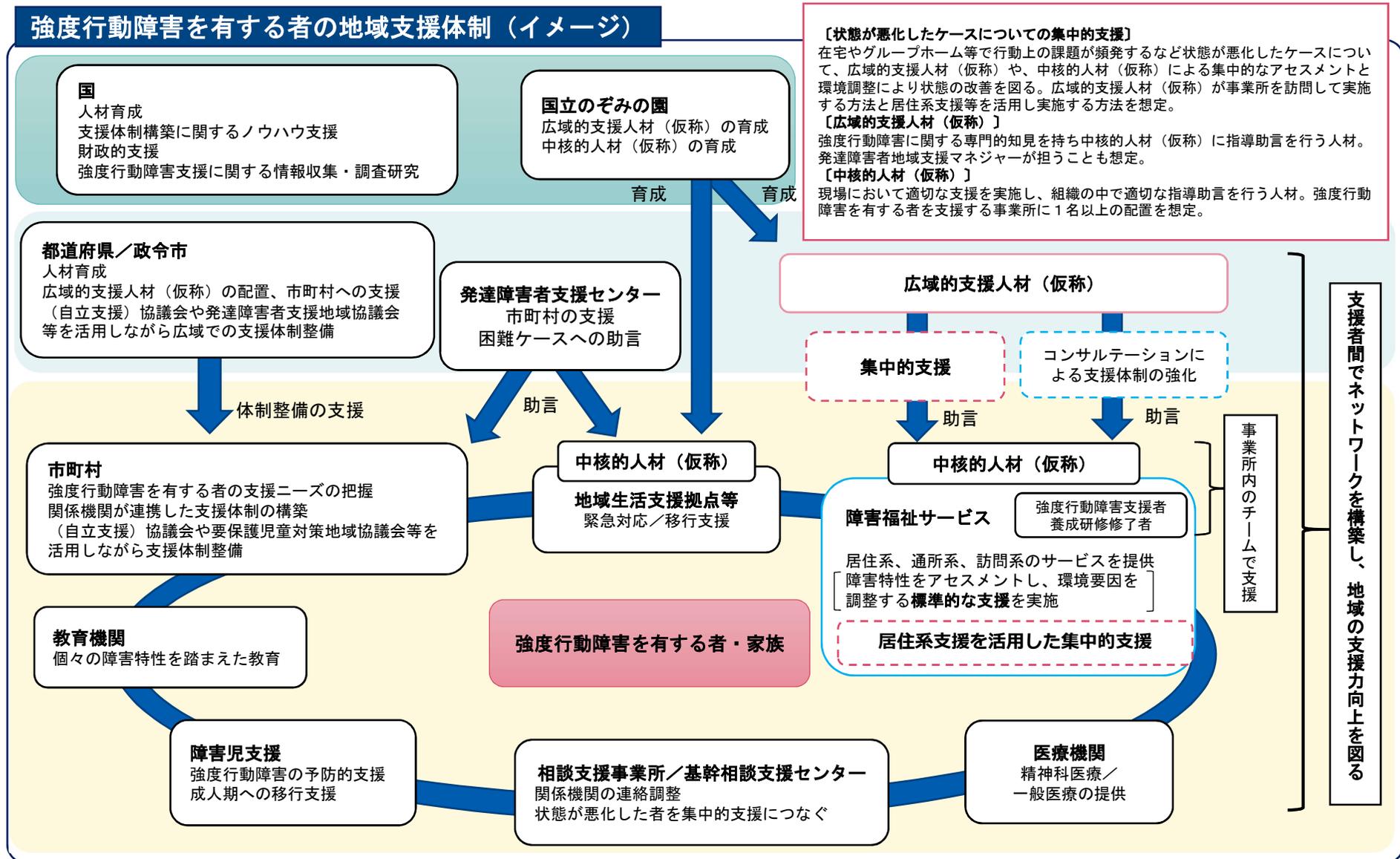
平成25年度～ 強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修) 講義＋演習(12時間)

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(実践研修)の位置づけ



強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要③～

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）



基礎研修が目指すもの

- ① 「支援の手順書」に書かれている内容とその根拠を理解する
- ② 詳細な手続きまで手順通りにルールを守る
- ③ 支援内容の概要や利用者の行動を記録し報告する

実践研修が目指すもの

- ① サービス管理責任者が作成した個別支援計画を読み込み、「支援手順書」を作成する
- ② 「支援手順書」のサービス提供方法について正確に伝達し、日々の支援結果の記録方法についても的確に指示する
- ③ 一定期間の手順で実施した支援の結果を取りまとめ、サービス管理責任者と相談し、支援方法の変更や継続について議論する